

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年6月24日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	出雲市 (32203)
地域名 (地域内農業集落名)	桧山地域 (別紙のとおり)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	128.3 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	118.4 ha
② 田の面積	98.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	30.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.9 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	3.3 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するよう努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

本地域では、水稻や柿を主体に栽培をしており、認定農業者を中心に農地集積を図っている。

水稻に関しては中山間地域の耕作条件が悪い圃場の大多数を小規模農家が担っている。さらには、担い手の高齢化や後継者不足が深刻な問題となっている。このことから、休耕田や耕作放棄地発生の抑止が課題となっている。

また、多面的機能支払交付金や、中山間地域等直接支払交付金を活用し、地域一体となって農地保全に努めている。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

定年帰農者や新規就農者等の新たな担い手となりうる人材の掘り起しや呼びかけを行い、地域の担い手となりうる人材の確保・育成を図る。

認定農業者及び中核的農家に経営面積拡大の意思を確認し、効率的な農用地の集積を取り組む。また、地域外からの耕作者も受け入れながら、水稻に限らず農地保全を念頭に様々な作物を栽培し、地域が一体となった緑豊かな農地を守ってい行く。

<主として振興する作物>

主食用水稻、そば、大豆、柿、露地野菜等

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

自作する農業者以外の農地については、農地バンクへの貸付けを進め、担い手農業者(認定農業者や集落営農法人等)への農地の集積・集約化を図る。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	39.1 %	将来の目標とする集積率	42.6 %
--------	--------	-------------	--------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手農業者を中心に農地を集積し、それぞれの規模拡大や作業効率を考え、農地の交換も含め利用調整を図り、効率的な農業を目指す。また、大豆を中心とした団地形成を図る。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
担い手農業者を中心に農地の集積・集約化を図り、団地面積の拡大を農業委員・農地利用最適化推進委員と農地集積推進員と調整し、農地バンクを通じて進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
貸出希望のある農地を農地バンクに貸し付け、担い手農業者への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際に農業委員・農地利用最適化推進委員及び農地集積推進員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。
(3)基盤整備事業への取組
農業・農村の多面的機能を維持するため、水路等の小規模な修繕や維持管理は多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金を活用する。また、面的な整備が必要な場合は、農地耕作条件改善事業等の基盤整備事業も検討する。なお、当地域の用水はパイプラインによる送水により供給しているが、そのパイプラインが老朽化していることから、今後改修を予定している。その中で農地集積を進めつつ、更なる効率的な営農に向け検討を進めている。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内外から、多様な農業者を募り、地域の意向を踏まえながら担い手農業者として育成していくため、県・市・JA等関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)									
<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等					
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他					
【選択した上記の取組内容】									
①鳥獣被害対策を検討し、安心して農業に取り組める環境を整える。 ②水稻等の有機栽培や地元堆肥の活用を進め、より付加価値の高い農産物の生産を図る。 ③経営規模の拡大に合わせ、スマート農業技術の導入を推進し、生産性の高い農業経営を目指す。 ⑤柿を栽培している地域であり、より一層の生産振興を推進していく。 ⑨地域内外の畜産農家と連携した耕畜連携、地域内循環型農業を推進していく。									

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	12	水稻等	42.5 ha	ha	水稻等	53.1 ha	ha	青	
認就	1	水稻等	2.5 ha	ha	水稻等	ha	ha	青	
集		水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha		
到達	2	水稻等	3.8 ha	ha	水稻等	1.6 ha	ha	青	
農協		水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha		
サ		水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha		
利用者	184	水稻等	63.0 ha	ha	水稻等	57.3 ha	ha	黄	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	199経営体		111.8 ha	0 ha		112.0 ha	0 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する
集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は
「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積
を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、
経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努め
てください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

6 目標地図(別添のとおり)

- 7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)
-------------	---------------

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。